

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知すべき事項を記載した書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公告する。

平成21年9月25日

香川県収用委員会

1 書面の種類

平成21年9月16日付け審理の開始の通知文書

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

不明

3 公示による通知に係る土地の所在及び地番

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山甲182番6

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山甲182番4

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山甲182番5

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2456番

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2461番

香川県小豆郡小豆島町神懸通字柴中甲1828番2

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2556番7

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2556番6

香川県小豆郡小豆島町神懸通字仲休甲2266番

香川県小豆郡小豆島町神懸通字仲休甲2270番1

3 書面の受領等

当委員会事務局にて、通知すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成21年10月16日をもって通知があったものとみなされる。